

公安委員会会議録

開催日時	自 午後 1時00分 令和6年9月11日(水) 至 午後 3時53分	
開催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室	
出席者	公安委員	弘永委員長 大田委員 今村委員

第1 審議概要

本部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官及び警務課長同席の上、下記の報告を受けた。

1 夏休み時期における少年の非行防止対策の推進

生活安全部長から、

開放的になりやすい夏休み時期における非行防止対策の取組強化と、インターネットに起因した犯罪や、トラブルから少年を守るための対策の推進をしているものであり、毎年実施している。

(1) 推進期間

7月19日(金)から9月6日(金)までの間

(2) 夏休み中の街頭補導活動の結果

不良行為少年の補導状況として、今年度の期間中の補導者数は108人であり、前年に比べ63人の減少である。

不良行為少年とは、非行の道に陥りかけている二十歳未満の少年を示し、具体的には、深夜はいかいや飲酒喫煙を行っている少年であり、補導により立ち直る可能性もある少年も含まれるため、健全育成を目的とする少年警察活動上、街頭補導活動は大切な業務の一つである。

特徴としては、深夜はいかいが大きく減少しており、内訳においては飲酒・喫煙が約4割であり、学職別では「高校生」が約5割となっている。

(3) 各警察署の取組

ア 非行防止や被害防止を目的とした「少年リーダーズサミット」の実施

各中学校の代表生徒が一堂に会し、意見交換を行い、代表生徒から各学校の生徒に検討結果をフィードバックし、非行防止や被害防止に関する意識を高めるものである。

イ 少年相談員の指導による料理体験

警察本部長から委嘱され、非行少年の補導などの支援を行う少年相談員が、継続支援中の少年やその兄弟、保護者と防災食作り体験として、ポリ袋を使ってオムレツなどを作った。

ウ 家出を繰り返す少年の居場所づくり

地域課交番勤務員と生活安全課員が連携し、家出を繰り返す少年に対し親身に対応したところ、少年の居場所づくりに繋がり、家出や深夜はいかいをすること

がなくなった。

#### (4) 警察本部の取組

##### ア 問題を抱えた少年に対する立ち直り支援活動

過去の補導歴や触法少年として取扱いのある小中学生8名とその保護者、少年相談員が参加して、ブルーベリー農園にて、生産者とともに、収穫体験を行って、成功体験を積み、自己肯定感を高める活動などを行った。

##### イ 生徒会が主体となった情報モラル教養の実施

情報社会で、適切に活動するための考え方を修得してもらう活動として、県警察では、少年のネット利用に起因する非行や、犯罪被害防止を重点とした教育を行っている。

##### ウ 生徒会によるネットいじめに関するVR動画制作・配信

VRとは仮想現実のことであり、専用のゴーグルにより360度の映像を映し、実際にその空間にいるような状況を作ることができる。

VR動画は、生徒自らが出演・制作しており、多くの少年に疑似体験をしてもらい、社会のデジタル化に即した体験型の犯罪被害防止・交通事故防止対策を推進している。

#### (5) 今後の方針

即効性が見込める活動ではないが、治安維持の足元に位置付けられる少年の健全育成であるので、真摯に取り組み、関係職員の意識を高めながら、引き続き取り組んでいきたい。

また、活動の中で教育機関関係者及び少年警察ボランティア等の各種ボランティアと接する機会が多いので、警察官採用募集活動につなげていければと考えている。

旨の説明があった。

大田委員から、「不良行為少年に対し、早い段階で非行への対処を行えば、成長しても再犯する可能性が少なくなるのではないか。そのために、対応する警察官の言葉や態度は重要である。少年は、警察官がどういう思いで自分たちに接しているか、敏感に察知している。交番が少年の居場所づくりになっている好事例の紹介もあったが、警察官の接し方次第で、子供たちの将来に強い影響を与えると意識して活動してほしい。」旨の発言があった。

今村委員から、「少年であれば、更生できる可能性も高く、非行防止対策は重要な活動である。自分の身に起こったという当事者意識を持たせる活動が効果的であるので、よろしくお願ひしたい。ところで、少年の非行防止対策の対象は、20歳未満ということか。」旨の発言があり、生活安全部長から、「民法では18歳未満が未成年であるが、少年法では20歳未満が対象となっている。」旨の説明があった。

弘永委員長から、「少年の話し相手となるなど、現場の苦労も多く、地道な取組を幅広く行っていると感じた。少年に対する警察活動の魅力発信が、採用につながると良い。」旨の発言があった。

## 2 令和6年秋の全国交通安全運動の実施

交通部長から、

運動の期間は、9月21日(土)から9月30日(月)までの10日間であり、出発式を9月20日(金)午前9時から、県政資料館前において実施し、出発式には知事をはじめ、関係団体から約150名が出席する。県警察からも多数出席し、警察本部長がフォトコンテストの表彰を行う予定である。

(1) 運動の重点

- ア 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止（統一行動日：9月24日（火））
- イ 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶（統一行動日：9月25日（水））
- ウ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底（統一行動日：9月26日（木））
- エ 高齢者の交通事故防止（県重点・統一行動日：9月27日（金））
- オ 最終日の9月30日は、全国統一の交通事故死ゼロを目指す日として指定されており、同日は全国一斉の通学路取締り日として指定されている。

(2) 基本方針

- ア 重点に指向した施策の推進
- イ 地域住民が主体となる交通安全活動の推進
- ウ 警察の総合力の発揮

(3) 主な取組

- ア 統一行動日における各種交通安全キャンペーンの実施  
横断歩道の正しい渡り方や、反射材の着用効果の周知、参加体験実戦型の交通安全教室の実施、自転車安全利用モデル校と連携した自転車ヘルメットの着用促進といった行事を予定している。
- イ 各警察署における各種行事等への本部交通部員の派遣  
警察本部で取締り班を編成し、街頭活動に当たり、各警察署で開催される行事等へ参加して支援する。
- ウ J A山口共済連と共同制作したテレビCMの放映開始  
CMは、横断歩道ハンドサイン運動や、自転車ヘルメットの着用推進をテーマとした交通安全に関するものであり、昨年行った川柳コンテストの優秀作品を活用したものや、視聴者の印象に残るようアニメにより作成したものがある。

(4) 交通事故の分析状況

全国の情勢として、交通事故死者のうち歩行者の割合が高く、夜間が多い。特に秋以降は、夕暮れ時から夜間にかけて重大事故が発生する。

当県も同様であるが、9月から12月の事故を分析すると、午後5時から7時の薄暮時間帯に多発しており、交通死亡事故のうち、薄暮時間帯の自動車対歩行者の死亡事故は、昼間の約6倍となっている。

なお、薄暮時間帯の歩行者7人中、反射材着用は1人と着用率が低い。

この状況を関係機関・団体と連携し、歩行者の保護について、一層の意識付けが図られるような運動にしていきたい。

旨の説明があった。

大田委員から、「交通事故の発生及び抑止に関して、加害者側となる運転者の取締りと並行して、被害者とならないように、交通事故の発生予防への取組も重要である。特に重大事故に繋がらないよう、今後ともよろしく願います。」旨の発言があった。

今村委員から、「昼間と薄暮時の死亡事故件数グラフについて、薄暮時は、自動車が歩行者に接触する死亡事故が昼間に比べて多く、視覚的にわかりやすいデータである。歩行者を保護するために、運転者は早めの前照灯点灯を行い、歩行者は反射材を着用するなど、どのような対策すればよいか象徴的でわかりやすい。当該資料を通勤者の多い事業所などに交付すれば、薄暮時の交通事故に関する注意喚起になるのではないか。」旨の発言があり、交通部長から、「事業所に交付していきたい。」旨の説明があった。

弘永委員長から、「飲酒運転の根絶について、最近、飲酒運転が増加している印象を受けており、根絶できるように取組をお願いする。CMは面白く、話題作が続いている。今後も楽しみにしている。」旨の発言があった。

### 3 サイバーテクニカルアドバイザーによる講演及び共同対処訓練の実施結果

警備部長から、

県警察が主導する産・学・官による取組で、サイバー空間の脅威が高まる中、山口県警察サイバーテクニカルアドバイザーによる講演及び共同対処訓練を実施することにより、警察官及び重要インフラ事業者等の危機意識の向上及びサイバー攻撃への対処能力の向上を図ったものであり、訓練は6回目、講演は3回目となる。

#### (1) 講演概要

##### ア 講師

山口県警察サイバーテクニカルアドバイザー  
株式会社川口設計 川口 洋氏

##### イ 開催日時

9月5日（木）午後2時25分から午後3時45分までの間

##### ウ 開催場所

山口県警察学校 講堂（オンラインでも同時配信）

##### エ 受講者

初任科生等105人（ほか、オンライン参加者86人）

##### オ 演題等

演題：「サイバー攻撃の現状と課題」

概要：○ 行政関係者を狙った攻撃

○ 行政関係職員による海外出張時を狙った事例

○ インフラ事業者に対するサイバー攻撃

#### (2) 訓練概要

4人から6人でチームとなり、仮の通信販売サイトを運営する管理者となり、管理画面に不要な情報を表示する、情報を改ざんされる、アクセスを集中させ機能をストップさせるなど、様々なサイバー攻撃を受ける中、サイバー攻撃に対する防御を行いながら、サイトを運営するゲーム方式の訓練である。

##### ア 開催日時

9月6日（金）午前9時30分から午後5時00分までの間

##### イ 訓練・配信場所

山口大学工学部 情報処理演習室（宇部市）

※ 一部オンライン参加

##### ウ 参加者（20チーム：98人）

県内所在の重要インフラ事業者、学術機関、山口県警察等 19組織

#### (3) 反響

ア 有事の的確な対処には、平時の状態把握が重要と感じた。

イ 攻撃を受けた際の対処が具体的にイメージでき、有意義であった。

#### (4) 今後の方針

ア サイバー犯罪対策課や情報技術解析課と連携した、企業対策の推進

イ 企業等を対象とした標的型メール攻撃対処訓練や、講演の開催を実施

旨の説明があった。

大田委員から、「民間企業はサイバー攻撃への対策が切実であると思う。チーム戦に

よる訓練では、学生のチームが優勝したとのことで、サイバー犯罪対策の分野では若く柔軟な考え方ができる世代の活躍が大切であり、今後は、若く優秀な人材が県警察で活躍してくれると良い。」旨の発言があった。

今村委員から、「過去に同様の訓練を視察したが、講師の説明が良かった。同様の講演を受講する機会が増えるとよい。サイバー攻撃に対する関心は高いので、常にいろいろな発信を行っていく必要がある。」旨の発言があった。

弘永委員長から、「サイバー攻撃は日進月歩の世界である。サイバー攻撃に対して様々な対応方策を検討しておく必要がある。」旨の発言があった。

## 第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

### 1 決裁概要

#### (1) 審査請求の受理

運転免許課長から、6月12日付けで公安委員会が行った処分について、交通指導課長から、5月20日付けで公安委員会が行った処分について、生活安全企画課長から、6月5日付けで公安委員会が行った処分について、それぞれ審査請求を受理した旨の説明を受け、決裁した。

#### (2) 審査請求の審理（3件）

刑事企画課長から、令和4年7月13日に受理の報告を受けた審査請求について、令和5年1月18日に受理の報告を受けた審査請求（2件）について、審理経過の説明を受け、それぞれ裁決書を決裁した。

#### (3) 苦情の申出に対する調査結果及び回答

交通指導課長から、7月24日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、調査結果の説明を受け、回答文を決裁した。

#### (4) 審査請求に係る山口県情報公開・個人情報保護審査会への諮問

警察県民課長から、6月19日に受理の報告を受けた審査請求について、山口県情報公開・個人情報保護審査会に諮問する旨の説明を受け、決裁した。

#### (5) 交番・駐在所広報紙コンクールの実施

地域企画課長から、令和6年交番・駐在所広報紙コンクールについて、実施要領等の説明を受け、決裁した。

### 2 報告概要

#### (1) 公安委員会宛て文書への対応状況

公安委員会会務官から、公安委員会宛て文書への対応状況について、報告を受けた。

#### (2) 「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」に基づく調査の開始

公安委員会会務官から、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」に基づく調査の開始について、対応方針の報告を受けた。

#### (3) 初任科第196期卒業式の実施

警察学校副校長から、9月27日に実施する初任科第196期卒業式の実施要領について、説明を受けた。

#### (4) 山口県公安委員会事務の専決状況

交通指導課長から、8月中の交通指導課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通企画課長から、8月中の交通企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通規制課長から、8月中の交通規制課関係の山口県公安委員会事務

の専決状況について、警備課長から、8月中の警備課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。

(5) ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況

人身安全・少年課長から、6月中のストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況について、報告を受けた。

(6) 監察関係業務報告

監察官から、8月中の非違事案について、報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。

第4 その他

第2の1の(4)は、弘永委員長及び大田委員により決裁した。